

社会福祉法人さくらが丘福社会定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第2種社会福祉事業

(イ) 保育所さくらが丘保育園の設置経営

(ロ) 放課後児童クラブの設置経営

(ハ) 一時預かり事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人さくらが丘福社会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適性に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

(事業所の所在地)

第4条 この法人の事務所を宮崎県宮崎市田野町甲 2793 番地 4 に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。

3 評議員選任・解任委員会の委員は、理事会で選任する。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

- 5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員委員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員は無報酬とする。ただし、費用弁償分は別に支給する。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は、監事を解任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は、電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 4 章 役員及び職員

(役員の数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名

(2) 監事 2 名

2 理事のうち 1 名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 理事長以外の理事のうち、1 名を業務執行理事とすることができる。

(役員任期)

第 16 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち、最終ものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員選任等)

第 17 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 18 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 19 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員解任)

第 20 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 21 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、費用弁償分は別に支給する。

(職員)

第 22 条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長、他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 役員等の損害賠償責任の免除

(損害賠償責任の免除又は限度)

第 23 条 この法人は、社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号、以下「一般法人法」という。）第 114 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であったものを含む。）の損害賠償責任を、同法第 113 条第 1 項の規定により免除することのできる額を限度として理事会の決議により免除することができる。

- 2 この法人は、社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般法人法第 115 条第 1 項の規定により、同項に規定する非業務執行理事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づき限定される損害賠償責任額は、同法第 113 条第 1 項第 2 号で定める最低責任限度額とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 24 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 25 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 26 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 27 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会には議長を置き、議長はその都度選任する。

3 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(議事録)

第 28 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 29 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 宮崎県宮崎市田野町甲 2793 番地 4

鉄骨造陸屋根・鋼板葺 2 階建 1 棟 (1 階 470.10 平方メートル、
2 階 262.43 平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 30 条 基本財産を処分し、又は担保にしようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、宮崎市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、宮崎市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資 (独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする、当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。) に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合 (協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第 31 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 32 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 33 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 34 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 35 条 この法人会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 36 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 8 章 解散

(解散)

第 37 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する

(残余財産の帰属)

第 38 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

第 39 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、宮崎市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を宮崎市長に届け出なければならない。

第 10 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 40 条 この法人の広告は、社会福祉法人さくらが丘福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 41 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 上野 栄蔵
理 事 宮田由立
理 事 服部 虎次郎
理 事 内八重 丈夫
理 事 日高 丈平
理 事 横山 年行
理 事 川越 相模
理 事 内八重 初義
理 事 山口 正一

- 1 平成 11 年 9 月 14 日定款変更
 - (1) 定款準則による第 1 条、第 17 条第 2 項、第 18 条の 2
 - (2) 公益事業（放課後児童クラブ）の開設による第 12 条及び第 4 章の創設
- 2 平成 15 年 8 月 12 日定款変更
 - (1) 定款準則による第 1 条、第 2 条、第 7 条の創設、第 12 条、第 17 条の 2、第 4 章の削除
- 3 平成 17 年 2 月 14 日定款変更
 - (1) 定款準則による第 12 条第 2 項基本財産
- 4 平成 18 年 2 月 8 日定款変更
 - (1) 定款総則第 4 条、定款準則第 11 条第 2 項、第 13 条第 2 項の（1）、第 14 条及び同条第 1 号並びに第 2 号、第 24 条、第 25 条第 1 項及び第 2 項
- 5 平成 19 年 3 月 30 日定款変更
 - (1) 定款準則による第 9 条第 6 項
- 6 平成 21 年 6 月 18 日定款変更
 - (1) 定款総則による第 1 条（ハ）
- 7 平成 29 年 4 月 1 日定款変更
 - (1) 社会福祉法改正に伴う変更
 - (2) 第 5 条で定める評議員の人数は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は「4 名以上」とする。
- 8 平成 31 年 2 月 23 日定款変更
 - (1) 定款総則による第 5 条、第 15 条第 1 項、第 28 条第 2 項

社会福祉法人さくらが丘福社会定款施行細則

(目的)

第1条 この細則は、定款第9条第1項の規定に基づき、理事長が専決できる日常の軽易な業務に関して必要な事項を定めるものとする。

(専決事務)

第2条 理事長は、次の事務を専決することができる。

- (1) 「施設長の任免その他の重要な人事」を除く職員の任免。
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。(法人運営に重大な影響があるものを除く。)
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち、次のような軽微なもの。
 - ① 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - ② 施設整備の保守管理、物品の修理等で金額が200万円未満のもの
 - ③ 食料品・物品等の購入で金額が200万円未満のもの
 - ④ 緊急を要する物品の購入等で金額が200万円未満のもの
 - ⑤ 工事又は製造の請負で金額が200万円未満のもの
 - ⑥ その他契約で契約金額が200万円未満のもの
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分ですべてに掲げるもの(法人運営に重大な影響があるものを除く。)
 - ① 取得金額が200万円未満の固定資産物品の取得
 - ② 取得金額が200万円未満の構築物の取得
 - ③ 電話加入権の取得
 - ④ 支出金額が200万円未満の固定資産物品の取得
 - ⑤ 支出金額が200万円未満の構築物の改良
 - ⑥ 残存価額が取得価額の10パーセント以下となった構築物で処分金額が10万円以下のものの処分
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品で、次に掲げるものの売却又は廃棄。(法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。)
 - ① 売却価格(下取価格を含む。)が10万円以下のもの
 - ② 減価償却後の残存価額が10万円以下のもの。

- (8) 予算上の予備費の支出
 - (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関する事。
 - (10) 入所者の預り金の日常の管理に関する事。
 - (11) 100万円以下の寄付金の受入れに関する決定（法人運営に重大な影響があるものを除く
- 2 理事長は、前項の規程により専決した事項について、直近の理事会に報告しなければならない。

附則

この細則は、平成16年12月19日から施行する。

この細則は、平成18年11月1日から改定施行する。

この細則は、平成19年11月1日から改定施行する。

この細則は、平成31年2月23日から改定施行する。

別表 1

議決、専決区分表

区分	事 項	施設 長	理事 長	理事 会	根 拠 規程等
定 款 事 項	①事業計画、予算			◎	
	②予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄			◎	
	③事業報告、決算			◎	
	④定款の変更			◎	
	⑤社会福祉施設の許認可関係			◎	
	⑥施設長の任免			◎	
	⑦施設長以外の職員等の任免		◎		
	⑧基本財産の処分、担保提供			◎	
	⑨設備資金の借入			◎	
	⑩設備資金の借入（予算範囲のもの）		◎		
	⑪社会福祉法人の運営に関する規程の制定及び変更			◎	
	⑫施設用財産に関する契約、その他の主要な契約			◎	
	⑬合併、解散、解散した場合における残余財産の帰属者の制定			◎	
	⑭日常の軽妙な業務				
	日常の労務管理、福利厚生に関すること		◎		
	債権の免除、効力の変更のうち該当処分が法人に有利と認められるもの		◎		
	設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの		◎		
	日常的に消費する給食材料、消耗品の購入		◎		
	施設設備の保守管理、物品の修理等		◎		
	緊急を要する物品の購入		◎		
	基本財産以外の固定資産の取得及び改良のための支出・処分		◎		
	不良固定資産物品の売却・廃棄		◎		
	入所者・利用者の日常的な処遇に関すること		◎		
入所者の預かり金の日常的な管理に関すること		◎			
寄付金の受入れに関すること		◎			
⑮寄付金の募集に関すること				◎	

別表 2

区分	事 項	施設 長	理事 長	理事 会	根 拠 規程等
他 規 程 に よ る 事 項	①職員の初任給及び昇格に関する事		◎		給与規程
	②会計責任者及び出納職員の任免に関する事		◎		経理規程
	③固定資産の貸与、譲渡、交換等に関する事		◎		経理規程
	④寄付金の受入れに関する事		◎		経理規程
	⑤役員及び施設長の出張命令及び復命に関する事		◎		旅費規程
	⑥職員の役職への任免について		◎		就業規則
	⑦職員の休職に関する事		◎		就業規則
	⑧施設長の休暇の承認に関する事		◎		就業規則
	⑨予算に定めた区分の金額の流用に関する事		◎		経理規程
	⑩定例的に属する施設の業務事項の処理に関する事	◎			管理規程
	⑪予算の範囲内の定額、定例的経費の支出に関する事	◎			経理規程
	⑫措置受託、措置費、運営費等の収納について	◎			経理規程
	⑬諸帳簿、諸日記の備え付け、整備に関する事				
	⑭職員の出張に関する事	◎			旅費規程
	⑮職員の職場の異動に関する事	◎			就業規則
	⑯職員の欠勤に関する事	◎			就業規則
	⑰職員の遅刻、早退に関する事	◎			就業規則
	⑱職員の時間外労働に関する事	◎			就業規則
	⑲職員の休日労働に関する事	◎			就業規則
	⑳職員の休日の振り替えに関する事	◎			就業規則
	㉑ 職員の休暇に関する事	◎			就業規則
	㉒ 入所者預かり金の管理に関する事	◎			